

子どもの権利条約

第1条-第20条 条文見出し

第1条 児童の定義



第2条 差別の禁止



第3条 児童に対する措置の原則



第4条 締約国の義務



第5条 父母等の責任、 権利及び義務の尊重



第6条 生命に対する 固有の権利



第7条 登録、氏名及び 国籍等に関する権利



第8条 国籍等身元関係事項を 保持する権利



第9条 父母からの分離についての 手続き及び児童が父母との 接触を維持する権利



第10条 家族の再統合に 対する配慮



第11条 児童の不法な国外移送、 帰還できない事態の除去



第12条 意見を表明 する権利



第13条 表現の自由



第14条 思想、良心及び宗教の自由



第15条 結社及び集会の自由



第16条 私生活等に対する 不法な干渉からの保護



第17条 多様な情報源からの 情報及び資料の利用



第18条 児童の養育及び発達について の父母の責任と国の援助



第19条 監護を受けている間に おける虐待からの保護



第20条 家庭環境を奪われた児童 等に対する保護及び援助



出典：外務省